令和３年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和３年９月１日から１２月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１０件（１１名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ０［０］ | ２［２］ | ４［６］ | １［０］ | ７［ ８ ］ |
| 支援学校 | ０［０］ | ０［０］ | １［２］ | １［０］ | ２［ ２ ］ |
| 中学校 | １［２］ | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | １［ ３ ］ |
| 小学校 | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［１］ | １［ １ ］ |
| 合　計 | ２［２］ | ２［２］ | ５［９］ | ２［１］ | １１［１４］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［１］ | ０［１］ | ３［２］ | ２［１］ | ６［ ５ ］ |
| 公金公物関係 | ０［１］ | ２［１］ | ２［７］ | ０［０］ | ４［ ９ ］ |
| 公務外非行関係 | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ ０ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［ ０ ］ |
| 合　計 | ２［２］ | ２［２］ | ５［９］ | ２［１］ | １１［１４］ |

（１）一般服務関係…５件（６名）

①体罰…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５１歳）『減給６月』

令和３年３月から同年９月にかけて、複数の生徒に対して、頭や肩を叩く、臀部を蹴るなどの体罰を行った。

［管理監督責任］

校　長（５６歳）　訓告

②休暇の虚偽申請…１件（１名）

・　市立小学校　男性副主査（３７歳）『免職』

平成２５年度から平成３０年度にかけて、特別休暇の虚偽申請を少なく

　　　　　とも合計３０回繰り返し、少なくとも合計２１日６時間１５分、休暇を不正取得した。

［管理監督責任］

校　長（６２歳）　厳重注意

元校長（５７歳）　厳重注意

③営利企業への従事等制限違反…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３１歳）『減給１月』

令和元年６月から令和２年５月までの間、副業として連鎖販売取引を行

い、合計約３７万円の利益を得た。

④無許可自動車通勤等…１件（１名）

・　府立高等学校　女性実習助手（４５歳）『減給３月』

令和３年２月４日から同年５月２８日にかけて、校長から繰り返し指導

を受けたにもかかわらず、計１１回、無許可自動車通勤をした。

また、遅刻をしたにもかかわらず、出勤打刻を忘れたと虚偽の報告をした。

⑤不適切な会食への参加…１件（２名）

・　府立高等学校　男性校長（５９歳）『戒告』

・　府立支援学校　男性校長（５２歳）『戒告』

大阪府が府民・事業者等に対して「４人以下でのマスク会食の徹底」等

を要請している中、５人以上の会食を行った。

（２）公金公物関係…４件（４名）

　　○通勤手当の不正受給等…４件（４名）

ア　府立高等学校　男性教諭（３７歳）『減給１月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和３年

５月、許可を得ずに自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

イ　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『減給１月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、

令和２年４月から同年５月にかけて、許可を得ずにバイクでの通勤を行い、

通勤手当を不正に受給した。

加えて、令和元年１２月及び令和２年２月、出張に際して、公共交通機

関を利用する旨届け出たが、実際にはバイクを利用し、合計２回、出張旅

費を不正に受給した。

ウ　府立高等学校　男性教諭（３８歳）『停職１月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、

令和２年２月から同年１２月にかけて、許可を得ずに自動車での通勤を行

い、通勤手当を不正に受給した。また、その後も、校長から指導を受けた

にもかかわらず、令和３年９月まで、許可を得ずに自動車での通勤を継続

した。

加えて、令和元年１２月から令和３年８月までの間、出張に際して、公

共交通機関を利用する旨届け出たが、実際には自動車を利用し、合計３５

回、出張旅費を不正に受給した。

［管理監督責任］

校　長（５５歳）　厳重注意

元校長（６２歳）　厳重注意

エ　府立高等学校　女性教諭（３０歳）『停職４月』

令和３年１月から同年１０月にかけて、校長から指導を受けるなどした

にもかかわらず、認定外の経路等による通勤を行い、通勤手当を不正に受

給した（教諭は、同期間の通勤定期は購入していた）。

また、許可を得ることなく原動機付自転車で通勤した際、無断で他人の敷地に駐輪した。

なお、過去にも、許可を得ることなく自動車等による通勤等を行ったことにより、「減給１月」の懲戒処分を受けていた。

（３）公務外非行…１件（１名）

○常習的な盗撮…１件（１名）

・　市立中学校　男性教頭（４７歳）『免職』

令和３年９月、駅構内で、女性のスカートの中を盗撮した。加えて、過

去にも、同様の盗撮を繰り返していた。